

○ 活動火山対策特別措置法

昭和四十八年七月二十四日
法律 第六十一号

改正 昭和五十三年四月二十六日法律第二十九号

(目的)

第一条 この法律は、火山の爆発その他の火山現象により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められる地域等について、避難施設、防災営農施設等の整備及び降灰除去事業の実施を促進する等特別の措置を講じ、もって当該地域における住民等の生命及び身体の安全並びに住民の生活及び農林漁業、中小企業等の経営の安定を図ることを目的とする。

(避難施設緊急整備地域の指定等)

第二条 内閣総理大臣は、火山の爆発により住民等の生命及び身体に被害が生じ、又は生ずるおそれがある地域で、その被害を防止するための施設を緊急に整備する必要がある地域を避難施設緊急整備地域として指定することができる。

2. 内閣総理大臣は、避難施設緊急整備地域を指定しようとするときは、あらかじめ、中央防災会議及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

3. 内閣総理大臣は、避難施設緊急整備地域を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(避難施設緊急整備計画)

第三条 避難施設緊急整備地域の指定があったときは、関係都道府県知事は、当該避難施設緊急整備地域について、住民等のすみやかな避難のために必要な施設を緊急に整備するための計画（以下「避難

施設緊急整備計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

2. 都道府県知事は、避難施設緊急整備計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見をきかなければならない。

3. 内閣総理大臣は、第一項の承認をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

4. 前三項の規定は、避難施設緊急整備計画を変更する場合について準用する。

第四条 避難施設緊急整備計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

一 道路又は港湾の整備に関する事項

二 広場の整備に関する事項

三 退避壕その他の退避施設の整備に関する事項

四 学校、公民館等の不燃堅牢化に関する事項

五 その他政令で定める事項

(避難施設緊急整備計画に基づく事業の実施)

第五条 避難施設緊急整備計画に基づく事業は、当該事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとされているものを除き、市町村が実施するものとする。

(国の予算への経費の計上及び特別な助成)

第六条 政府は、毎年度、国の財政の許す範囲内において、避難施設緊急整備計画に基づく事業を実施するために必要な経費を予算に計上しなければならない。

2. 国は、避難施設緊急整備計画に基づく事業を実施する地方公共団体その他の者に対し、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第十六条の規定に基づく補助金を交付し、必要な資金を融通し、又は

あつせんし、その他必要と認める措置を講ずることができる。

(起債の特例)

第七条 避難施設緊急整備計画に基づく事業で地方公共団体が実施するものにつき当該地方公共団体が必要とする経費については、地方財政法第五条第一項各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

2. 前項の地方債は、資金事情の許す限り、国が資金運用部資金又は簡易保険及郵便年金特別会計の積立金をもって引き受けるものとする。

(防災営農施設整備計画等)

第八条 都道府県知事は、避難施設緊急整備地域又はその周辺の地域で火山の爆発によつて生ずる農作物の被害が農業経営に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる地域につき、当該農作物の被害を防除するために必要な施設の整備等に関する計画(以下この条において「防災営農施設整備計画」という。)を作成するものとする。

2. 都道府県知事は、避難施設緊急整備地域又はその周辺の地域で火山の爆発によつて生ずる林産物の被害が林業経営に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる地域につき、当該林産物の被害を防除するために必要な施設の整備等に関する計画(以下この条において「防災林業経営施設整備計画」という。)を作成するものとする。

3. 都道府県知事は、避難施設緊急整備地域又はその周辺の地域で火山の爆発によつて生ずる養殖中の水産動植物又は水産物の被害が漁業経営に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる地域につき、当該養殖中の水産動植物又は水産物の被害を防除するために必要な施設の整備等に関する計画(以下この条において「防災漁業経営施設整備計画」という。)を作成するものとする。

4. 都道府県知事は、防災営農施設整備計画、防災林業経営施設整備

計画又は防災漁業経営施設整備計画(以下「防災営農施設整備計画等」という。)を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴くとともに、それぞれ、関係農業団体、関係林業団体又は関係漁業団体の意見を聴かなければならない。

5. 都道府県知事は、防災営農施設整備計画等を作成したときは、これを農林大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

6. 前二項の規定は、防災営農施設整備計画等を変更する場合について準用する。

(補助等)

第九条 国は、防災営農施設整備計画等に基づく事業が円滑に実施されるように、予算の範囲内において当該事業の実施に要する経費の一部を補助し、その他必要と認める措置を講ずることができる。

(被害農林漁業者に対する資金の融通に関する措置)

第十条 国及び地方公共団体は、避難施設緊急整備地域及びその周辺の地域において火山の爆発により農林水産物等に被害を受けた農林漁業者に対する長期かつ低利の資金の融通が円滑に行なわれるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(降灰除去事業)

第十一条 国は、火山の爆発に伴い、年間を通じて、政令に定める程度に達する多量の降灰があった道路で政令で定めるもの又は政令で定める程度に達する多量の降灰があった市町村の区域内の下水道、都市排水路若しくは公園で政令で定めるもの若しくは宅地に係る降灰(宅地に係る降灰にあつては、市町村長が指定した場所に集積されたものに限る。)について、市町村が行う当該降灰の除去事業(国がその費用の一部を負担し、又は補助する災害復旧事業として行われるものを除く。)に要する費用については、政令で定めるところにより、その三分の二以内を補助することができる。

2. 前項の規定の適用を受ける事業につき市町村が必要とする経費については、第七条第一項の規定を準用する。

(降灰防除地域の指定等)

第十二条 内閣総理大臣は、火山の爆発に伴う降灰により住民の日常生活に著しい支障を生じ、又は生ずるおそれがある地域で、当該支障を防止し、又は軽減するための施設等を整備する必要がある地域を降灰防除地域として指定することができる。

2. 内閣総理大臣は、降灰防除地域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。

3. 降灰防除地域の指定については、第二条第三項の規定を準用する。
(教育施設等に係る降灰防除のための施設の整備)

第十三条 国は、降灰防除地域内の学校、保育所その他の政令で定める教育施設又は社会福祉施設について、降灰による支障を防止し、又は軽減するため必要な施設で政令で定めるものの整備を行う地方公共団体その他の者に対し、政令で定めるところにより、その費用の三分の二以内を補助することができる。

(医療施設に係る降灰防除のための資金の融通に関する措置)

第十四条 国及び地方公共団体は、降灰防除地域内の病院等の医療施設について降灰による支障を防止し、又は軽減するため必要な施設で政令で定めるものの整備を行う者(国及び地方公共団体を除く。)に対し、これに必要な長期かつ低利の資金の融通が円滑に行われるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(中小企業者に対する降灰防除のための資金の融通に関する措置)

第十五条 国及び地方公共団体は、降灰防除地域内において降灰による支障を防止し、又は軽減するため必要な事業経営上の施設又は設備を整備しようとする中小企業者に対し、これらに必要な長期かつ

低利の資金の融通が円滑に行われるように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(治山治水事業の推進)

第十六条 国及び地方公共団体は、避難施設緊急整備地域及びその周辺の地域において、火山の爆発に伴う降灰、土石流等による被害防止のため必要な治山事業及び治水事業の推進に努めなければならない。

(火山の爆発に伴う河川の水質の汚濁の防止等)

第十七条 国及び地方公共団体は、火山の爆発に伴い河川の流水の水質の汚濁が著しくなり、人の健康又は農林漁業等に係る被害が生ずるおそれがある事態が生じたときは、速やかに当該河川の水質の汚濁を防止し、又は軽減するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(火山現象による自然環境の汚染が人の健康等に及ぼす影響の調査及び研究の推進等)

第十八条 国及び地方公共団体は、火山現象による自然環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響の調査及び研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

2. 地方公共団体は、前項の規定による調査及び研究の成果に基づき、必要な保健指導を行うよう努めるものとする。

(火山現象の研究観測体制の整備)

第十九条 国及び地方公共団体は、火山現象の研究及び観測のための施設及び組織の整備に努めなければならない。

2. 国は、火山現象の予知に資する科学技術の振興を図るため必要な研究開発を推進し、その成果の普及に努めなければならない。

3. 火山現象により住民等の生命及び身体に被害が生じ、又は生ずるおそれがある地域をその区域とする都道府県の都道府県防災会議又はその協議会は、火山対策に関する関係機関相互間の連絡を図ると

ともに、火山現象に関する調査研究を促進するように努めなければならない。

(警戒避難体制の整備)

第二十条 火山現象により住民等の生命及び身体に被害が生じ、又は生ずるおそれがある地域をその区域とする都道府県の都道府県防災会議又はその協議会及び当該地域をその区域とする市町村の市町村防災会議(市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村の市町村長)又はその協議会は、地域防災計画(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二条第十号に規定する地域防災計画をいう。以下同じ。)において、火山現象に関する情報の収集及び伝達、避難、救助その他当該火山現象による災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めなければならない。

(火山現象に関する情報の伝達等)

第二十一条 国は、火山現象に関する観測及び研究の成果に基づき、火山現象による災害から国民の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、火山現象に関する情報を関係都道府県知事に通報しなければならない。

2. 都道府県知事は、前項の通報を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、関係のある指定地方行政機関(災害対策基本法第二条第四号に規定する指定地方行政機関をいう。)の長、指定地方公共機関(同条第六号に規定する指定地方公共機関をいう。)、市町村長その他の関係者に対し、必要な通報又は要請をするものとす

3. 市町村長は、前項の通報を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該通報に係る事項を関係機関及び住民その他関係

のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について必要な通報又は警告をすることができる。

(財政上の措置についての適切な配慮)

第二十二条 国は、この法律に特別の定めのあるもののほか、この法律に基づく施策を実施するために必要があると認めるときは、地方公共団体に対し、財政上の措置について適切な配慮をするものとする。

附 則 (抄)

(施行期日)

1. この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十三年四月二十六日法律第二十九号) (抄)

(施行期日等)

1. この法律は、公布の日から施行する。

2. この法律による改正後の活動火山対策特別措置法の規定は、昭和五十三年度分の予算に係る国の補助金から適用する。

参 考

昭和五十三年四月二十六日法律第二十九号により

一部改正された関連法律(抄)

災害対策基本法

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他

他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。(以下略)

気象業務法

(気象庁長官の任務)

第三条 気象庁長官は、第一条の目的を達成するため、左に掲げる事項を行うように努めなければならない。

一 気象、地震及び火山現象に関する観測網を確立し、及び維持すること。

二 気象、津波及び高潮の予報及び警報の中核組織を確立し、及び維持すること。

三 気象の観測、予報及び警報に関する情報を迅速に交換する組織を確立し、及び維持すること。

四 地震及び火山現象の観測の成果を迅速に交換する組織を確立し、及び維持すること。

五 気象の観測の方法及びその成果の発表の方法について統一を図ること。

六 気象の観測の成果、気象の予報及び警報並びに気象に関する調査及び研究の成果の産業、交通その他の社会活動に対する利用を促進すること。